

第三者評価結果シート（母子生活支援施設）

種別	母子生活支援施設
----	----------

①第三者評価機関名

株式会社シーサポート

②施設名等

名称：	けやき荘
施設長氏名：	栢窪ゆみ
定員：	19世帯
所在地(都道府県)：	埼玉県

③理念・基本方針

(理念)

私たちは、だれもがその人らしい生活が送れ、ともに支えあう、豊かな社会づくりに貢献します。

(基本方針)

- 1 人の尊厳を守り、「その人らしい生き方」を大切にします。
- 2 「共に支えあう社会づくり」を目指します。
- 3 期待されるサービスを追求します。
- 4 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を育てます。
- 5 社会的責任を果たすとともに、自立的経営基盤の確立を目指します。

④施設の特徴的な取組

- ・県内の母子生活支援施設が協働して「子どもの権利」を作成し、「子どもの最善の利益」について改めて見直した。併せて「子どもの自立支援計画書」を作成し、子どもが自身の成長に合わせて主体的に生活する意義を大切にしている。
- ・人材育成の一環として保育士、社会福祉士の資格取得を目指す実習生の受け入れを積極的に実施している。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2017/10/1
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2017/12/28
受審回数	1回
前回の受審時期	平成26年度

⑥総評

◇特に評価の高い点

●27年度より市内他施設との統合が図られており、大きな混乱や不都合を生じることなく・母親・子どもたちに不利益を被ることなく移行できたことに改めて管理者および職員、法人に対して敬意を表します。常に母親と子どもの生活と自立を第一に考える方針と支援を継続する使命により安定した運営がもたらされています。

●施設として60年以上の歴史を持っており、受け継がれてきた近隣住民の方々からの厚い信頼を裏切ることなく、福祉に資する活動がなされています。シェルター機能を有する施設であっても社会資源として地域の方々の協力が不可欠である姿勢がボランティアや実習生の積極的受け入れに繋がられています。

●関係団体主催の研修に対して積極的に職員を派遣し、専門知識の吸収がなされています。特に母親と子どもの権利擁護に対しては、外部研修のみならず法人内・施設内研修も実施されています。職員会議等での意見交換・注意喚起にて穏やかに見守る姿勢の継続に取り組んでいます。

◇抽出された目標と課題

昨今の母親と子どもを取り巻く環境の大きな変化に対して今後も公的役割を果たしていく使命を抱えています。社会情勢や個々のニーズを考慮し、行政・法人と共に進捗を図られることが期待されます。

- 広域入所への対応とアフターケア
- 始められた子どもの自立支援計画策定の効用と検証
- 法人内に同種別唯一の施設であることから異動等の際の教育方法
- リスクマネジメントマニュアルへの予防・防止的内容の付加
- ソーシャルワークの観点を取り入れたアセスメント手法の確立

⑦第三者評価結果に対する施設のコメント

今回は、日頃の実践と新たな取り組みに対して評価いただいたことを今後の励みにするとともに、着手できていない項目についても検討と分析を重ねて、施設本来の役割を十分に果たしていきたいと思っております。

第三者評価結果（母子生活支援施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			第三者 評価結
	①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
運営法人の「経営理念」、「経営基本方針」は、ホームページ・事業計画への掲載、事業所内へ掲示されるなど広く発信されている。見学时・入所時には、パンフレットやしおりを使用し、説明に努めている。			

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			第三者 評価結
	①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
法人内の各施設長が集まる施設長会議、県内施設協議会、市内各区が集まる調整会議等において情報の収集と意見交換を行っている。また所管行政・福祉事務所からも情報を収集し、運営にあたっている。			
	②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
入所者数の増加を課題として捉えており、広域からの対応のため、家電製品等生活必需品の充実がなされている。水回りを中心とした設備の修繕、実習生の受け入れ数増加についても積極的に取り組んでいる。			

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			第三者 評価結
	①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
法人として平成28年度から平成37年度に至る中長期計画として「経営基本計画」を策定している。昨年度より施設取り組み計画と題された施設ごとの中期計画も策定されるなど年度ごとの評価を反映・活用する仕組みが構築されている。スーパーバイズの導入・活用にも注力する意向をもっている。			
	②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
高齢児の自立支援計画作成、地域移行、アフターケアを重点項目とした事業計画が策定されている。通常入所事業、緊急一時保護事業と各事業の適正な運営にあたり、具体的計画が明示されている。			
(2) 事業計画が適切に策定されている。			
	①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
年度において策定する運営自己評価は、職員の意見の集約と分析をもって作成されており、年度の事業計画作成に反映されている。最終的には事業報告書をもって総合的に評価と反省がなされており、事業活動そのものへの理解深化に繋がられている。			
	②	7 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	a
事業計画は誰もがみられるよう法人ホームページへの掲載がなされている。母親と子どもに対しては、半期ごとに行事や修繕等の計画について書面をもって通知し、安心して生活できる環境であることへの説明に努めている。			

4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			第三者 評価結
	①	8 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
施設サービス自己評価による職員自己評価、運営自己評価、利用者アンケートを実施している。PDCAのサイクル、360度の検証体制、法人本部の管理と指導等々質の向上に対する組織と体制が完備している。			
	②	9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
職員に対して年度に1回の虐待防止チェックがなされており、あわせて集計と分析に努めている。また月に1回の職員会議においても運営の進捗と検証に取り組んでいる。			

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。			第三者 評価結
	①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
業務分掌が作成されており、管理者および職員の職掌と責任が明示されている。母子の担当を分化せず、世帯担当制を採用しており、母子の課題を分離せず、施設として総合的な支援を実践することを狙いとしている。			
	②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
法改正等の情報は法人より提供があり、職員への周知を図っている。必要な知識については、ガイドブックの読み合わせなどにて対応を図っている。法人とともにコンプライアンスの推進に尽力しており、適正な運営に努めている。			

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。			
	①	12 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
27年度より市内施設の統一があり、母親と子どもに不利益や不都合がないようスムーズな移行がなされている。移行にあたっては職員の共通認識の醸成等に指導力を発揮し、施設を牽引している。			
	②	13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
経費の節減、効率的な働き方の推奨、実習生の受け入れへの注力等により運営の改善を図っている。記録様式は更にまとめやすいものに改善し、時間外労働の削減等更なる効率化を図る意向を持っている。			

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			第三者 評価結
	①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
事業計画内の重点的な取り組みの一つとして「人材育成と専門性の向上」をあげており、研修委員会による充実した法人内研修により職員の資質向上に取り組んでいる。階層別および専門的研修の実施により職員の資質向上とモチベーションアップが図られている。			
	②	15 総合的な人事管理が行われている。	a

「目標管理シート」、「自己申告書」を用い、評価と管理がなされており、職員のモチベーションの向上に繋がっている。適切な業務遂行のための十分な管理はなされているが、更にトータルな人事制度・キャリアパスの確立に取り組んでいる。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
勤務シフトのパターン化がなされており、職員の希望を聞きながら適正な勤務体制となるよう職員配置がなされている。また時間外労働・有給休暇の取得等就業状況が管理・把握されている。		

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
法人の経営基本方針に「高い専門性と豊かな人間性を備えた人材の育成」が謳われている。使命感を持ち、福祉に資する高い倫理観をもった職員の醸成に法人全体で取り組んでいる。特に権利擁護については適正な知識と感性を維持出来るよう様々な研修と取組みがなされている。		
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
職員の職務階層に応じた能力等基準表が作成されており、階層別・専門分野別に網羅された法人内研修への計画・参加がなされている。本施設では母子生活支援施設での専門的な支援経験を要するため、段階をおって経験を積めるOJTを中心とした研修体制の構築を思案している。		
③	19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
職員の過去の受講歴を中心に希望・経験等を考慮し、年度ごとに職員一人ひとりの研修計画が策定されている。ソーシャルワークの視点を取り入れたアセスメント力の強化を目指しており、関連研修の受講をもって研鑽に取り組む意向をもっている。		

(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
①	20 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
実習生の受け入れが難しい環境の中で、多数の実績と協力がなされている。実習生が企画する行事「わくわくタイム」など独自のプログラムを実施しており、できる取り組みにて後進の育成に対して役割を果たしている。公的施設としての使命を果たす本施設の方針を個々に見ることができる。		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
運営法人のホームページには、決算報告をはじめ財産目録・監事報告書等が明示されている。その他事業紹介・活動記録等事業の全貌を把握するための資料があますことなく公開されている。		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
経理規程等諸規程が整備されており、財務担当者を中心に法人の決裁・許可を仰ぎながら適切な処理にあたっている。法人内の会計監査等、適正な運営が維持される仕組みが構築されている。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結
------------------------	------------

	①	23 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
自治会に加入しており、清掃、防災、防犯等の活動に対して参加をもって協力を努めている。施設自体の設置から60年以上の長い歴史を持つことから地域住民の理解が得られており、地域との協調に取り組んでいる。			
	②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
支援団体の協力を得て、学習ボランティアの活用がなされている。子どもの基礎学力の向上と進路支援に対して貢献がなされている。また自治会のお祭りには、母親や子どもたちも参加するなど温かな交流がなされている。			

(2) 関係機関との連携が確保されている。			
	①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
玄関への掲示、ガイドブックの配布等により様々な社会資源に対する情報を提示し、母親と子どもに周知している。法人内外の関係機関と連携し、より良い支援が提供できるよう努めている。			

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
	①	26 施設が有する機能を地域に還元している。	b
シェルター機能としての役割を果たすため、施設の機能還元は不可能となっている。実習生の積極的な受け入れ、自治会への協力などできる支援に取り組んでおり、近隣住民からの信頼を得ることで地域に根差した支援を実現している。			
	②	27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
3機関からの緊急一時保護事業を受託しており、公的使命を果たすべく、地域福祉への貢献がなされている。入所までのフローの確立、生活必需品の整備等受け入れ体制が完備されている。			

Ⅲ 適切な支援の実施

1 母親と子ども本位の支援

(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。			第三者 評価結
	①	28 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
倫理綱領・行動規範の読み合わせなど福祉従事者・法人職員としての責務を確認している。虐待防止チェックリストの実施・ケース会議での検討など権利擁護については常に意識しており、母親と子どもの尊重に努めている。			
	②	29 母親と子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した支援の実施が行われている。	a
居室への入室については必ず確認するなどプライバシーへの配慮に努めている。県内施設協議会において中高生用の子どもの権利ノートの作成をしており、小学生以下については各施設の対応として取り組む予定となっている。			
(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
	①	30 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a

施設の概要・支援方針が記載されたパンフレットが作成されており、配布と説明がなされている。パンフレットは、2種類用意されており、用途に応じ使い分けるなど配慮がなされている。			
	②	31 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	a
入所時には母親・子どもそれぞれに利用のしおりを配布し、これからの生活について説明している。特に施設内での決まりについては詳細に紹介しているが、その後の生活の中で、適応できるよう・理解が深まるよう随時支援とともに説明に努めている。			
	③	32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
退所に向けて、段階を踏んだプログラムを組み、まずは自立した生活が継続できるよう支援に取り組んでいる。退所後も折に触れ様子を見たり、声をかけたりなどアフターケアに努めている。			

(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。			第三者 評価結
	①	33 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
法人により年に1回のアンケートが実施されており、意向の把握に努めている。集計結果については、誰もが見られるよう施設内に公表している。また日々のコミュニケーションについても都度記録し、計画作成等に役立てられている。			

(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。			
	①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
苦情解決規程の制定、苦情解決第三者委員の設置等体制が整備されている。掲示等を通じて周知しており、自身の持つ権利について説明に努めている。また母親の陰に隠れがちな子どもの意向や意思についても聴取するよう取り組んでいる。			
	②	35 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	a
いつでも・誰でも意見を表明できるよう意見箱の設置がなされている。行事後のアンケートや日々の生活の中でコミュニケーションを図りながら意向と要望の把握に努めている。母親と子どもを尊重した支援となるよう取り組んでいる。			
	③	36 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
母親と子どもの相談や要望については、施設内の職員会議での協議をはじめ、行政とも連携を図りながら解決に取り組んでいる。また希望については、自立支援計画書に盛り込み、目標とリンクさせながら自立に向けての支援にあたっている。			

(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。			第三者 評価結
	①	37 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
感染症・自然災害など各種リスクが想定された危機管理マニュアルが策定されている。水害をはじめ更に予防的要素を多く取り込んだマニュアルの必要性を認識しており、今後はそれらを含めて改訂をしていく意向をもっている。			
	②	38 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a

感染症対策マニュアルを設置しており、予防と蔓延防止に努めている。感染時には保健センター等関係機関から情報を収集し、対応と母子の健康管理にあっている。空き室についても定期での清掃と換気をしている。			
	③	39 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
職員が不在となる夜間想定を中心に毎月の避難訓練が実施されている。警備員に対しても適切な対応がとれるよう指導に努め、万一の事態に備えるよう取り組んでいる。地域の防災訓練に参加するなど協調した防災への取り組みに努めている。			

2 支援の質の確保

(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。			第三者 評価結
	①	40 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	a
緊急一時保護、実習生受け入れ、苦情解決等の業務について標準化が図られており、処遇マニュアルにて支援の統一がなされている。勤務別の業務についても時系列にて明確化されている。			
	②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
各種マニュアルの見直しが随時なされている。異動にて赴任した職員に業務を理解しやすいようマニュアルの見直しを検討している。OJTによる業務の習得にあわせて活用できるものをイメージしており、完成が期待される。			

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。			
	①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
面談によるアセスメントを経て、自立支援計画が策定されている。作成後は母親と一緒に目標や課題について確認している。また高年齢児に対する自立支援計画の策定を始めており、子どもの意思を尊重した支援に繋げている。			
	②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
半期に一度の作成により、課題や目標設定の見直しがなされている。臨床心理士の所見や福祉事務所の意見を取り入れ、総合的に世帯を支援できるよう努めている。			

(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。			
	①	44 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
世帯ごとの記録・業務日誌・ケース会議録において母親と子どもの様子や状態を記載している。また夜間については警備員による警備日誌が設置されている。記録の確認と振り返りにより職員間の情報共有のツールとなっている。			
	②	45 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
ファイリングシステムを活用して書類が整理されており、施錠できるキャビネットにて保管されている。情報漏洩等無いよう注意を払い、管理に取り組んでいる。			

内容評価基準（28項目） A-1 母親と子ども本位の支援

(1) 母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮			第三者 評価結
	①	A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践している。	a
月に1回のケース会議では、なるべく全世帯について取り上げ、課題と支援方法の確認がなされている。意見を出しあうことで職員が相互に補完し合い、より良い支援を提供できるよう努めている。			
(2) 権利侵害への対応			
	①	A2 いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	a
母親・子どもの権利が侵害されることのないよう倫理綱領の確認、虐待防止チェックの実施、研修の受講等により防止策を講じている。言葉遣いについても相手の感じ方を配慮し、対応方法の工夫に努めている。			
	②	A3 いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a
入所者同士の関係性についても適切な距離感を保つよう支援している。子ども同士のトラブルが母親へ影響することあることから職員が間に入りながら適宜対応に努め、適切な共同生活となるよう取り組んでいる。			
	③	A4 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
子どもからのSOSを見逃さないよう日々の見守りを注視している。ケース会議にて確認し合い、必要な場合には支援と指導にあたっている。			
(3) 思想や信教の自由の保障			
	①	A5 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	a
母親と子どもの思想・信教の自由を保障している。ただし、風紀や秩序を乱して他の入居者に迷惑をかける行為については、利用のしおりにて注意喚起している。			
(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮			
	①	A6 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	b
入居者の自治組織はないものの行事や防災訓練などでは入居者同士が協働した活動がなされている。入居者の距離感については注視し、トラブルとならないよう努めている。			
(5) 主体性を尊重した日常生活			
	①	A7 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	a
自立支援計画については、面談の後、意思を確認して目標設定がなされている。母親および子どもの意向を尊重し、無理強いや意に反する支援とならないよう心掛けられている。			
	②	A8 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a

わくわくタイム・どきどきタイム」と題された活動は、子どもたちが楽しめるよう実習生が中心となって起案している。おやつ作り、制作など様々な工夫が凝らされている。

(6) 支援の継続性とアフターケア			
	①	A9 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	a
退所時には面談をし、安定した生活を送ることができるよう継続した支援に努めている。また行事等の際には呼び掛けるなど一人ひとりに沿った支援に取り組んでいる。日誌にはアフターケアの欄が設けられており、都度記録している。			

A-2 支援の質の確保

(1) 支援の基本			第三者 評価結
	①	A10 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	a
保育所・学童クラブ等を併設していないことから、その特性を鑑み、母子を分けて捉えず、世帯に対して支援するよう職員を配置している。また母親の課題に隠れてしまわないよう高年齢児に対しては自立支援計画策定を始めており、その効用や課題を検証する予定となっている。			

(2) 入所初期の支援			
	①	A11 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	a
母親・子どもそれぞれに対して信頼関係を構築し、安心して生活できるよう支援に努めている。居室は十分なスペースが確保されており、生活必需品についても準備されている。			

(3) 母親への日常生活支援			
	①	A12 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a
家計管理は、最も必要な支援の一つとして捉えており、入居前よりその重要性を説いている。一人ひとりに対して目標を設定し、一步一步着実にクリアしていけるよう段階を踏んだ支援にあたっている。			
	②	A13 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	a
学校とは関係機関と母親と揃って面談するなど関係構築のサポートを図っている。母親の状況により、学校・保育所等の送迎を支援するなどできる後援に努めている。			
	③	A14 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	a
職場における人間関係についても相談にのりながら安定した就業となるよう支援に努めている。親子・職員との関係についても距離感を図りながら、適切な対応となるよう心掛けている。			

(4) 子どもへの支援			
	①	A15 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a

清潔保持・食事の摂取等子どもが健やかに成長できるよう日々の見守りがなされている。学校とも連携を図り、情報を共有しながら協働した支援にあたっている。市内施設が統合したため、十分な玩具が用意されており、子どもたちが楽しむことができる。			
	②	A16 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a
ボランティアの協力により子どもへの学習指導が定期でなされている。必要に応じ学習や進路についても相談にのっており、子どもが将来に向けて必要な力を身に付けられるよう支援に努めている。			
	③	A17 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	a
実習生の受け入れに注力しており、職員以外の大人とかかわる貴重な機会として活用されている。子どもの訴えに耳を傾け、子どもの悩みに対しては職員間で共有し、対応するよう努めている。			
	④	A18 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	c
性に関する研修に参加するなど支援に向けた研鑽に取り組んでいる。「生」も含めた自立支援の実施については今後の課題として捉えている。			

(5) DV被害からの回避・回復			
	①	A19 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a
緊急一時保護を3事業受託しており、居室・生活必需品等が準備されている。受け入れにあたってのフローが完備しており、母親と子どもが安心して入所できる体制が整えられている。また新しい生活が始められるよう住居の選定等必要な支援にあたっている。			
	②	A20 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a
DV関連における研修を受講しており、保護制度、支援措置等の知識の研鑽にあたっている。関係機関と連携・協力し、適切に対応する準備が整えられている。			
	③	A21 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a
月に1回の心理支援が法人の臨床心理士によりなされており、職員へのフィードバックを通じて支援に繋げている。関係機関と連携し、通院等についても支援している。			

(6) 子どもの虐待状況への対応			
	①	A22 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待体験からの回復を支援している。	b
初任者研修においてDV被害に対して研鑽を深めるなど取り組んでいる。子どもとの関わりを深めながら、その接し方についても尽力している。			
	②	A23 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	a

福祉事務所・児童相談所等関係機関と協調し、適切な支援に努めている。また市内10区とは連絡会議を開催し、母子生活支援施設に対する認知と理解が深まるよう取り組んでいる。

(7) 家族関係への支援			
	①	A24 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a
自立を目指し、就労、子育て等多岐に渡る母親の悩みに対して相談に応じ、陰になり日向になり力となるよう努めている。母親・子ども双方との面接を通し、自立心を醸成するよう取り組んでいる。			

(8) 特別な配慮の必要な母親、子どもへの支援			
	①	A25 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a
行政および関係機関と連携し、受診等のサポートに努めている。また配慮の必要な子どもに対しては就学先等必要な情報提供・支援にあたっている。			

(9) 就労支援			
	①	A26 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a
関係機関に同行し、職業紹介を受けるなど就労への支援に努めている。母親の希望を尊重するも、就労が自立への基盤となることから労働条件についてもアドバイスをし、最善の選択となるよう支援に努めている。			
	②	A27 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	a
ハローワークや就労支援コーナーの利用を促し、時に一緒に出向くなど就労への支援に努めている。また病児保育、保育所・学童への送迎、履歴書等書類作成のサポートなど母親の就労をアシストできるよう取り組んでいる。			

(10) スーパービジョン体制			
	①	A28 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a
所長を中心にミーティングでの提案と指導を通じて職員の資質の向上と情報共有にあたっている。法人としてスーパービジョン体制の確立を準備しており、ケース検討や管理職の相談など多岐に活用されることが予定されている。			